

**行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援
並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

本実施要領は、「行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託」の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託

(2) 業務目的

本市では、公共施設の分散・老朽化や中心市街地の空洞化などに対応するため、市有地を活用し官民連携の手法により中心市街地の活性化を図り、もって市民サービス・市民満足度の向上を目指すこととしている。

本業務は、中心市街地において、公共機能の再配置及び民間機能の誘致を官民連携の手法により実現することで市民等にとって中心市街地の価値や魅力が向上するよう、先行業務や基礎調査等を踏まえ、多様な市民意向の把握を行い、新たな中心市街地のコンセプト、基本方針、機能等を取りまとめた「行田市中心市街地再編・再整備基本構想（仮）」の策定、施設計画や事業計画等を取りまとめた「行田市中心市街地再編・再整備基本計画（仮）」の策定、施設の整備・運営や余剰地の活用に係る民間活力の導入可能性についての調査・検討を行うことを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで

(4) 業務内容

「行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 支払条件

業務完了後に一括払い

ただし、本市との協議の上、令和 8 年度中に一部の業務の完了を確認できた場合には、この限りではない。なお、令和 8 年度における本市からの支払額は「3. 提案限度額」の令和 8 年度分の年割額を超えることはできない。

3. 提案限度額

57,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（年割額）令和8年度分 30,000千円、令和9年度分 27,000千円

4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

5. 日程

本手続きの実施スケジュールは下表のとおりとする。なお、参加者が多数の場合には、審査日程を変更・追加する場合がある。

実施内容	実施期間
実施要領等の公示	令和8年 6月10日（水）から
質問書・参加申込書・企画提案書等の受付開始	令和8年 6月10日（水）から
実施要領等に関する質問書の提出期限	令和8年 6月16日（火）まで
質問書に対する回答	令和8年 6月19日（金）まで
参加申込書等の受付期限	令和8年 6月24日（水）まで
応募者参加資格確認結果通知	令和8年 6月30日（火）まで
企画提案書等の提出期限	令和8年 7月 9日（木）まで
審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年 7月16日（木）
プロポーザル審査結果通知書の発出及び 審査結果の公表	令和8年 7月中下旬（予定）
契約締結	令和8年 8月 3日（月）（予定）

6. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

なお、参加者が契約締結までの間に、以下の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- （1）行田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、行田市物品等競争入札参加資格者名簿、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿及び埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿のいずれかの最新版に登録されている者であること。

※当該名簿未登載の者にあつては、以下の書類を提出し、本市担当者の確認を受けることによって、当該名簿への登載に代えることができる。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（未納がないことの証明）

エ 行田市内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人にあつては、法人市民税

の納税証明書（未納がないことの証明）

- (2) 過去 10 年以内に他自治体において、下記のアからエに記載するすべての同種・類似業務について元請けとして受注した実績を有していること。なお、同種・類似業務に該当するかの判断は本市において行う。
- ア 自治体の本庁舎等の整備に関する基本計画
 - イ 自治体の多目的ホールや子育て支援施設等の整備に関する基本計画
 - ウ 公共施設整備における民間活力の導入検討
 - エ 公有地等の資産活用における民間活力の導入検討
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市契約規則（昭和 51 年規則第 22 号）第 12 条 の規定に該当しない者であること。
- (5) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 5 年告示第 54 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年告示第 243 号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7. 実施要領・仕様書等の公表及び取得

- (1) 公表日
令和 8 年 6 月 10 日（水）
- (2) 公開場所
行田市ホームページ
- (3) 取得方法
市ホームページよりダウンロードすること。
※紙での提供は行わない。

8. 質問と回答

- (1) 受付期間
令和 8 年 6 月 10 日（水）から令和 8 年 6 月 16 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出方法
担当部署（下記 18 を参照）に電子メールで提出するものとする。
※メールの件名は「【会社名】行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想策定等業務に係る質問」とし、質問書提出時は、担当部署に電話にて電子メールの受信確認を行うこと。
- (3) 提出様式

質問書（様式－１）

（４）回答

令和８年６月１９日（金）までに市ホームページに掲載する。ただし、回答に当たり、質問した事業者名及び個人情報を含んだ事項は公表しない。

※類似もしくは同内容の質問があった場合には、まとめて回答する場合がある。

※業務に関係がないと判断される質問には回答しない場合がある。この判断は本市が行う。

９．参加申込書等の提出

参加を希望する事業者は、本実施要領及び仕様書等記載の業務内容を熟読の上、次のとおり必要書類を提出すること。

（１）受付期間

令和８年６月１０日（水）から令和８年６月２４日（水）午後５時まで

（２）提出書類

ア 参加申込書（様式－２）

イ 業務実績調書（同種・類似業務の受託実績）（様式－３）

※「６．参加資格の（２）の主な契約業務について、新しいものから記載すること。

なお、現在履行中の業務も可とする。

エ 「６．参加資格」の（１）の各名簿のいずれにも登録されていない事業者にあつては、同項目に記載のアからエまでの書類を提出すること。なお、財務諸表については、直近１事業年度分のものとする。

（３）提出方法

担当部署（下記 18 を参照）に電子メールでＰＤＦ形式により提出するものとする。

提出に当たっては、期限までに送信し担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

（４）参加資格審査及び結果の通知

提出された書類により、参加資格について審査し、その結果を令和８年６月３０日（火）までに電子メールにて通知する。参加資格を有すると認められた事業者は、企画提案書等の提出を行うこと（下記 11 を参照）。

（５）辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、参加辞退届（様式－４）を提出するものとする。

10. 説明会

実施しない。

11. 企画提案書等の提出

（１）受付期間

令和 8 年 7 月 9 日（木）午後 5 時まで

（2）提出書類

ア 企画提案書等提出書（様式－ 5）

イ 担当者調書（様式－ 6）

※担当者 1 名につき 1 枚作成し、業務実績については、担当実績のある計画等を記載すること。また、業務実績や手持ち業務欄等が不足する場合は、適宜、行を追加すること。

※仕様書「7. 業務実施体制」にて求める資格を有していることを必ず記載すること。

※資格保有者については、資格証及び身分証、雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

ウ 企画提案書

※ 1 様式は任意とするが、原則として A 4 版横で作成すること。

※ 2 言語は日本語とすること（ただし、専門用語は除く）。

※ 3 表紙を除き 30 ページ以内で作成すること。

※ 4 表紙を除きページ下部にページ番号を振ること。

※ 5 記載内容については明確かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義または説明を付記するなど、分かりやすい記載とすること。

ただし、内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）のホームページ（<https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>）に掲載されている資料にて使用されている単語等については、説明・定義は不要とする。

※ 6 表紙の表題は「行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務企画提案書」とすること。
また、審査委員会での公平かつ公正な審査のため、事業者名を記載することや、事業者の特定につながる表現を用いることを禁止とする。

エ 見積書（任意様式）

※ 1 契約期間（契約締結日から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで）の総額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を記載すること。

令和 8 年度分及び令和 9 年度分に分けての支払いを希望する場合には、それぞれの年度に見込まれる該当業務と年度ごとの見積額を明示すること。

※ 2 見積書及び内訳書は、項目別に実施担当者の配置人数及び作業日数等の見積の内訳が分かるよう記載すること。なお、内訳とは整合のない形で、合計金額の増減を行う「改め額」等の算出は行わないこと。

※ 3 見積金額は本実施要領「3. 提案限度額」を超過しない金額で作成すること。

（3）提出方法

担当部署（下記 18 を参照）に電子メールで P D F 形式により提出するものとする。
提出に当たっては、期限までに送信し担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

メール容量等の関係で送受信が難しい場合には速やかに担当部署に連絡し、指示を受けること。「(1) 受付期間」を経過した後に連絡を受けた場合には企画提案書等の提出を認めない場合があることから注意すること。

(4) 企画提案書の主な提案事項

別表－1 及び仕様書を参照し、企画提案すること。

(5) 企画提案書等の修正

「(2) 提出書類」のアからエに記載する書類については、下記の条件を満たす場合にのみ修正を認める。

ア 「(1) 受付期間」において、担当部署に電話にて修正したい旨を申し出ること。

イ 担当部署において修正を認め、「(1) 受付期間」内に修正版の書類を提出すること。

担当部署において「(1) 受付期間」内に修正版の提出が確認できない場合は、修正を認めないことから注意すること。

12. 企画提案審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングによる企画提案審査を行う。

企画提案審査は、行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により実施するものとし、提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定する。

なお、日時及び会場については現在の予定であり、詳細は確定し次第、別途通知する。

(1) 開催期日

令和 8 年 7 月 16 日（木）

(2) 開催時間

参加者に個別に通知する。

(3) 開催場所

参加者に個別に通知する。ただし、行田市役所を想定している。

(4) 説明者

会場への入室は計 4 名以内とする。業務委託を受注した場合に主体的に担当する者が、プレゼンテーション開始後の進行、企画提案の説明などを中心に行うこととし、作業内容等により担当を複数置く場合など、複数での説明も認める。ただし、主担当者に体調不良等の支障が生じた場合はこの限りではない。

(5) 説明時間

プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 15 分程度とする。時間の管理は本市が行う。

(6) 動作環境

大型スクリーン(150 インチ)、HDMI ケーブル及び延長コードは本市が用意する。
パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意し、当日持参するものとする。

(7) 留意点

ア 審査は非公開とする。

イ プレゼンテーション実施当日に使用するデータは、「11. 企画提案書等の提出」に基づき提出した資料と同じものを使用すること。

ウ プレゼンテーション実施時の画面投影、画面操作は発表者が行うこと。

エ 提出資料は、審査の公平性確保のため、事業者名が特定できないよう一部加工したものを審査委員に配付する。そのため、プレゼンテーションにおいて社名が特定できる発言は控えること。

オ 自己紹介等の時間は特別設けない。

カ 参加申込書を提出した者(プレゼンテーションに参加する者を含む)は、業者選定が終了するまでの間、担当部署の職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。

また、本公示後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。接触を求める行為が認められた場合は、失格とする。

なお、本業務とは別の業務において審査委員等と面談、電話等の接触を行うことはこの限りではない。ただし、本プロポーザル以外の内容に関すること限りとし、本公示後、別の業務の機会を利用して、本プロポーザルに関する内容について接触した場合には失格とする。

キ 参加者が1者のみでも、企画提案審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施し、優先交渉権者の選定を行うものとする。

13. 優先交渉権者の決定

(1) 審査方法

プロポーザル審査委員会において、業務実績調書、企画提案書等提出書、担当者調書等の書類審査及び業務提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最も得点の高い参加者を優先交渉権者に選定する。なお、最高点を得た者が2者以上いる場合は、その提案者の中で評価A(評価区分で最も高い評価)を多く獲得した提案者を優先交渉権者とする。さらに評価A獲得数も同数の場合は審査委員会で協議の上、審査委員長が優先交渉権者を決定する。

優先交渉権者が契約を辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次点者を優先交渉権者に選定する。その場合においても、事前に本市で定めた合格基準点を満たしていることが条件となる。

(2) 評価項目等

審査は、企画提案書等審査表（別表－１）により評価を行うものとする。

（３）結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書（様式－７）により通知する。

なお、各提案者の評価結果は、審査過程の透明性を確保するため、次のとおり市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が１者であった場合には、当該提案者の名称は公表しないものとする。

公表事項	優先交渉権者	非候補者	備考
提案者の名称	公表	公表	非候補者が１者の場合は非公表
評価点	公表	提案者の名称は非公表の上、公表	

14. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書及び企画提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- （１）提出期限を過ぎて提出された場合
- （２）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３）審査の公平性を害する行為があった場合
- （４）本実施要領「３．提案限度額」を超過した場合
- （５）本実施要領「６．参加資格」に示す要件を欠くこととなった場合
- （６）その他本実施要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

15. 契約の締結

最終的に選定された優先交渉権者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類をそろえ、速やかに契約を締結するものとする。

なお、企画提案書及びプレゼンテーション審査時において提示された企画提案については、契約仕様の協議対象とするが、提案内容から逸脱する協議は認めない。

16. 提出書類の取扱い

- （１）企画提案書は１者につき１提案とする。
- （２）受付期限後の提出書類の変更、追加、差し替え若しくは再提出を認めない。ただし、受付期間内において修正等を行う場合には、担当部署に事前に連絡し許可を得ること。
- （３）提出された企画提案書等は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- （４）提出された企画提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。

- (5) 提出された企画提案書等は、透明性及客観性を期すため、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）に基づく公開請求の対象となる。

17. 情報公開及び情報提供

プロポーザル方式による優先交渉権者選定における透明性を高めるため、審査結果を行田市情報公開条例に基づき公開する。

18. 担当部署

- (1) 担当

行田市総合政策部公共施設再編・まちづくり準備室 西尾、田中、八幡

- (2) メールアドレス

shisetsu-machi@city.gyoda.lg.jp

- (3) 電話

048-556-1111（内線302）

19. 留意点

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本事業提案の参加者が1者であった場合であっても、企画提案審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、本市の定める合格基準点を上回る提案であった場合は優先交渉権者として契約に向けた交渉を行う。
- (3) 本プロポーザル参加者は、本プロポーザルの実施に関して知り得た情報を他に漏らし、また、自己の利益のために利用することはできない。このことは、本プロポーザル終了後においても同様とする。
- (4) 審査等に対し、異議申し立てはできないものとする。ただし、選考に基づき不採用の通知を受けた者は、市長が通知をした日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に、書面により、市長に対して不採用となった理由についての説明を求めることができる。この場合、市長は説明を求められた日の翌日から起算して14日以内（土・日曜日、祝日を除く。）に、書面により回答するものとする。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行うことができないときは、延期することがある。

別表－１ 企画提案書等審査表

評価項目		評価基準の概要	配点
実績	1 企業の業務実績	過去 10 年間に於いて、地方公共団体が発注する同種・類似業務を元請けとして受注した実績があるか。	4 0
	2 担当者の実績・能力	担当者が本業務に生かせるノウハウや資格等を有しているか。	1 0
実施体制	3 業務実施体制	業務遂行に当たって、適切な人員配置及び役割分担がされているか。	3 0
	4 市との調整・連絡体制	打ち合わせや問い合わせに的確かつ迅速に対応できる体制が整備されているか。また、想定外の事態が生じた場合の対応のため、必要なバックアップ体制がとられているか。	2 0
提案内容	5 業務の進行管理及び実施方針	本業務の目的、内容、課題を十分理解し、具体性・実効性のある提案となっているか。	2 0
	6 業務工程	本業務実現のための具体的かつ計画的なスケジュールが提案されているか。	3 0
	7 現状把握及び基礎調査	本市の状況や、それを踏まえた現況調査、事例収集、法令等の整理の方法について、具体的な対応方法が示されているか。	2 0
	8 計画等の作成	基本構想及び基本計画の策定に当たり、自社のノウハウや強みを活かし、本事業の目的を達成する提案がなされているか。	4 0
	9 民間活力導入可能性調査	施設整備及び余剰地の活用の両面で最適な事業スキームを選定するために必要な調査・分析の手法や、民間事業者との対話の実施に当たっての提案力があるか。	4 0
	9 独自提案	仕様書の内容以外で、事業目的達成のために有効かつ適切な独自提案であり、実現可能な提案か。	3 0
プレゼンテーション	10 資料作成及びプレゼンテーション	理解しやすい資料構成で、説明内容が論理的であり、かつ、質疑に的確な回答がなされているか。	3 0
	11 意欲・熱意	事業遂行に必要な意欲・熱意が感じられるか。	1 0
価格	12 見積書	以下の式により算出する。 最低提案価格÷提案価格×30	3 0
評価点計			350

○評価基準

各委員は、各項目（12 見積書を除く）について、次に示す4段階で評価し、各項目の配点に対して各評価に掲げる係数を乗じた得点（小数点以下切り捨て）を合計して算出したものを評価点とする。

評価	判断基準	係数
A	本市に有益で非常に優れている。または、創意工夫が感じられ特に優れた提案である。	1
B	本市に有益で優れている。または、良い提案である。	0.6
C	本市の要求仕様を満たしている。または、一般的、平均的な提案である。	0.3
D	本市の要求仕様を満たしていない（または記載がない）。内容が非常に乏しい。	0

○合格基準点について

合格基準点は、次のⅠ及びⅡを全て満たすものとする。

- Ⅰ 「9 独自提案について」（配点30点）を除く各評価項目において、審査委員全員が同一の評価項目で「D」と審査していないこと（審査委員全員が同一の評価項目で「D」と審査した場合は、本実施要領に記載した内容に適合しないものとみなす）。
- Ⅱ 「12 見積書」（配点30点）において、見積限度額57,000,000円（税込）を超過した額でないこと。

令和８年 月 日

行田市長

提出者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

実務担当者

電話番号

電子メールアドレス

質 問 書

「行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託」に関する公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

番号	質問件名	質問内容
1		
2		
3		

- ① 欄が不足する場合は、適宜、行を追加してください。
- ② 令和８年６月１６日（火）午後５時までに電子メールにて下記へ送信してください。
公共施設再編・まちづくり準備室 shisetsu-machi@city.gyoda.lg.jp
- ③ 質問提出時は、受信確認のため下記までご連絡ください。
公共施設再編・まちづくり準備室 ０４８－５５６－１１１１（内線３０２）
- ④ 類似又は同内容の質問があった場合には、まとめて回答する場合があります。
- ⑤ 業務に関係がないと判断される質問には、回答しない場合があります。

令和８年 月 日

行田市長

提出者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

実務担当者

電話番号

電子メールアドレス

参 加 申 込 書

「行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託」に関する公募型プロポーザルについて、参加を申し込みます。

なお、「行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託公募型プロポーザル実施要領」内に示す参加資格を有していることを誓約します。

- ・実施要領の「６．参加資格（１）」に示す名簿への登載が無い場合、以下の書類を提出してください。提出書類に漏れがないかを確認し、「チェック欄」に「●」を記載してください。

	書 類 名	チェック欄	市使用欄
1	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）		
2	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）		
3	法人税、消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書		
4	法人市民税の納税証明書※１		

※１は、行田市内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人である場合

(様式－３)

業 務 実 績 調 書
(同種・類似業務の受託実績)

参加申込者名：

番号	業務名	発注機関名	業務実施時期	契約金額（円）	備 考
1			年 月		
			～ 年 月		
2			年 月		
			～ 年 月		
3			年 月		
			～ 年 月		
4			年 月		
			～ 年 月		
5			年 月		
			～ 年 月		
6			年 月		
			～ 年 月		
7			年 月		
			～ 年 月		
8			年 月		
			～ 年 月		

※過去 10 年以内（2017 年度以降）に受託した業務を記載すること。（実施要領 6．参加資格（2））

※記載した業務について、契約書の写しを添付すること。

※欄が不足する場合は、適宜、行を追加すること。

(様式－４)

令和８年 月 日

行田市長

提出者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

実務担当者

電話番号

電子メールアドレス

参 加 辞 退 届

「行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託」に関する公募型プロポーザルについて、参加を申し込みましたが、下記の理由により辞退します。

記

1 辞退の理由

令和８年 月 日

行田市長

提出者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

実務担当者

電話番号

電子メールアドレス

企 画 提 案 書 等 提 出 書

下記の業務に係る企画提案書等を提出します。

記

１ 業務名 行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想及び基本計画等策定
支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託

２ 見積額 _____円

注) 消費税及び地方消費税を含まない金額を記入してください。

注) 別途、業務内容別見積もり及び年度ごとの見積もりを添付し
てください。

３ 業務実施体制 下表のとおり

	氏名（ふりがな）	所属・役職	担当する業務分野
管理者			
担当技術者			
担当者（１）			
担当者（２）			
担当者（３）			

※氏名には（ ）書きでふりがなを付けること。

※下記の資格を有する者については、担当する業務分野の欄に記載すること。

①一級建築士 ②技術士（建設部門-都市及び地方計画） ③R C C M（都市計画及び地方計画）

※欄が不足する場合は、適宜、行を追加すること。

(様式－6)

担 当 者 調 書

【管理者】

氏 名		所属・役職		
実務経験年数		保有資格等		
同種又は類似 業務等の実績	業務名		発注機関	役職・担当等
現在履行中の業務状況				
業務名	発注機関	履行期間	契約額（千円）	
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		

※令和8年6月1日現在で記載してください。

※全ての手持ち業務について記載してください。

(様式－6)

担 当 者 調 書

【担当技術者】

氏 名		所属・役職		
実務経験年数		保有資格等		
同種又は類似 業務等の実績	業務名		発注機関	役職・担当等
現在履行中の業務状況				
業務名	発注機関	履行期間		契約額（千円）
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		

※令和8年6月1日現在で記載してください。

※全ての手持ち業務について記載してください。

(様式－6)

担 当 者 調 書

【担当者（１）】

氏 名		所属・役職		
実務経験年数		保有資格等		
同種又は類似 業務等の実績	業務名		発注機関	役職・担当等
現在履行中の業務状況				
業務名	発注機関	履行期間		契約額（千円）
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		

※令和８年６月１日現在で記載してください。

※全ての手持ち業務について記載してください。

(様式－6)

担 当 者 調 書

【担当者（2）】

氏 名		所属・役職		
実務経験年数		保有資格等		
同種又は類似 業務等の実績	業務名		発注機関	役職・担当等
現在履行中の業務状況				
業務名	発注機関	履行期間		契約額（千円）
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		

※令和8年6月1日現在で記載してください。

※全ての手持ち業務について記載してください。

(様式－6)

担 当 者 調 書

【担当者（3）】

氏 名		所属・役職		
実務経験年数		保有資格等		
同種又は類似 業務等の実績	業務名		発注機関	役職・担当等
現在履行中の業務状況				
業務名	発注機関	履行期間	契約額（千円）	
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		
		年 月		
		～ 年 月		

※令和8年6月1日現在で記載してください。

※全ての手持ち業務について記載してください。

行公ま第 号
令和 8 年 月 日

様

行田市長 行田 邦子
(公印省略)

プロポーザル審査結果通知書

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、業務御多忙の中を企画提案書等の提出及び企画提案審査会に御参加を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、貴社からの企画提案等を審査委員会において審査した結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

- 1 業務名 行田市中心市街地再編・再整備に係る基本構想・基本計画等策定支援並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託
- 2 審査結果 ①貴社の企画提案を採用します。
②貴社の企画提案は採用されませんでした。
(①又は②のいずれかを記載)
- 3 採点結果 下表のとおり

企画提案者名	評価合計点	総合順位	備考

※公表にあたっては、優先交渉権者以外の企画提案者名は特定できないよう配慮します。

- 4 備考 ①契約締結における仕様書等の詳細について、後日協議をお願いします。
②評価結果については、下記により説明を求めることができます。
(1) 期間：令和 8 年 月 日 () 午後 5 時まで
(2) 方法：下記担当あて電子メール
(①又は②のいずれかを記載)

【担当】 公共施設再編・まちづくり準備室
(担当者名を記載)

048-556-1111 (内線 302)

shisetsu-machi@city.gyoda.lg.jp